

# 役員報酬規定等

認定NPO法人Try Field

## (目的及び意義)

第 1 条 この規定は、認定 NPO 法人 Try Field (以下「本法人」という) 定款第 19 条の規定に基づき、役員報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち本機構を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち本機構を従たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であってその名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第 3 条 法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には(別表第 1)「常勤役員報酬表」に基づき役員報酬を支給することができる。
- 3 常勤役員には、毎 6 月 及び 12 月に賞与を支給することができる。
- 4 非常勤役員には(別表第 2)「非常勤役員の報酬」に基づき役員報酬を支給することができる。

## (報酬等の額の決定)

第 4 条 本法人の常勤役員の報酬月額、(別表第 1)「常勤役員報酬表」のとおりとし、各々の常勤役員の報酬月額は報酬表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決定するものとする。

- 2 非常勤役員の報酬は、(別表第 2)「非常勤役員の報酬」のとおりとする。
- 3 常勤役員に支給する賞与は、(別表第 3)「常勤理事賞与の上限」に定める額を年間の上限とし、その範囲内で理事長が支給額を定めるものとする。

(報酬等の増額)

第 5 条 前条第 1 項に定める常勤役員の報酬月額は、(別表第 1)「常勤役員報酬表」に基づき、就任期間 2 年経過ごとに 1 号ずつ昇格していくものとする。ただし本法人の業績が低下した場合やその他やむを得ない場合には、昇格しないことや降格することもあり得る。

(報酬の支給)

第 6 条 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程 (以下「職員給与規程」という)に準ずるものとする。

(費用)

第 7 条 本法人は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずるものとする。

(改正)

第 8 条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 30 年 11 月 29 日から実施する。

(別表第1)「常勤役員報酬表」

区 分	月 額	区 分	月 額
第1号	50,000	第6号	250,000
第2号	75,000	第7号	300,000
第3号	100,000	第8号	350,000
第4号	150,000	第9号	400,000
第5号	200,000	第10号	500,000

(別表第2)「非常勤役員の報酬」

区 分	報 酬 額
理事	月額 30,000 円
監事	月額 30,000 円
上記以外の非常勤役員	理事会出席の都度 1日あたり 10,000 円 (税別)

(別表第3)「常勤役員賞与の上限」

計 算 式	当該役員の報酬月額 × 3.0
-------	-----------------

# **職 員 給 与 規 定**

**(就業規則に基づく)**

**認定NPO法人Try Field**

# 認定NPO法人Try Field 就業規則

認定 NPO 法人 Try Field (以下「法人」という)は、法人と職員が一体となってその目的に定められている公益的な事業に取り組むための業務処理能力の基盤の整備と職員の福祉向上を図るため、法人就業規則 (以下「規則」という)を制定する。

この規則に定めのない事項は、労働基準法、労働契約法その他育児休業、介護休業、母性健康管理等労働者の保護・福祉に関する法令の定めるところによる。

## 第 1 章 総 則

### (適用及び服務)

- 第 1 条 ① この規則は、法人が雇用する正規の職員に適用する。
- ② 職員は、法人の目的の達成のため、事務総長はじめ上司の指示に従い職場の秩序の維持に努めるなど、適切にその職務を遂行しなければならない。
- ③ 法人は、労働条件の改善その他職員の福祉の向上に努めるものとする。

### (新規採用職員)

- 第 2 条 ① 新規採用の職員については、採用の日から 3 ヶ月間は試用期間とする。  
ただし、法人は状況により試用期間の短縮または試用期間を設けない場合がある。
- ② 採用された職員は、次の各号に定める書類を機構に提出しなければならない。  
なお、法人は状況により提出書類の一部を省略する場合がある。
- (1) 入職誓約書 (身元保証人連署のもの)
  - (2) 住民票又は住民票記載事項証明書
  - (3) 通勤交通費支給申請書
  - (4) 年金手帳 (年金等加入履歴のある者について)
  - (5) 雇用保険被保険者証 (雇用保険加入履歴のある者について)
  - (6) 給与所得の扶養控除等申告書 (所得税額表甲欄の適用者について)
  - (7) 給与所得の源泉徴収票 (当該年内中途就職者について)
  - (8) その他法人が必要と認める書類

- ③ 賃金、業務、労働時間、休日等の労働条件については、この規則を明示するとともに労働条件通知書を交付する。
- ④ 試用期間は、勤続年数に通算するものとする。
- ⑤ 職員は、身上に関し、次の事項に変更が生じた場合は、速やかに法人に届け出なければならない。届出に当たっては、必要に応じて法人が指定する書類を添付しなければならない。

なお、法人は状況により、提出書類の一部を省略する場合がある。

- (1) 本人の結婚、離婚等
- (2) 本人及び同居家族等の住居地、連絡先等に変更が生じたとき
- (3) 同居家族等に出生、死亡、障害等が生じた場合
- (4) 身元保証人に変更が生じた場合
- (5) 通勤の手段、経路に変更が生じた場合
- (6) 扶養親族等に増減、異動等が生じた場合

#### (職務の変更)

第3条 法人は、業務に必要な場合は職務の変更を行う。この場合、職員は合理的な理由がなければ拒むことはできない。

## 第2章 労働時間、休憩、休日等

#### (労働時間)

第4条 所定労働時間は、休憩時間を除き、1日8時間、1週40時間とする。

#### (始業、終業、休憩時間)

第5条 始業、終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

但し、業務の都合によっては繰り上げ・繰り下げをすることがある。

始業 午前9時30分

終業 午後6時30分

休憩 正午から午後1時まで1時間

#### (休日)

第6条 ① 休日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日
  - (2) 水曜日
  - (3) 国民の祝日
  - (4) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- ② 法人の業務の特殊性から、休日を他の日に振替えることがある。この場合振替える日をあらかじめ個々の職員に明示するものとする。

（年次有給休暇）

第7条 年次ごとに所定労働日の8割以上勤務した職員に対し、次の表のとおり勤続年数に応じた日数の年次有給休暇を与える。

勤続年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

（特別休暇）

第8条 職員の慶弔に当たり、次のとおり特別の休暇を与える。

この休暇は有給とする。

- (1) 本人の結婚5日
- (2) 本人の配偶者又は子が死亡したとき5日
- (3) 本人の父母が死亡したとき5日
- (4) 本人の配偶者の出産3日
- (5) 配偶者の父母が死亡したとき3日

（休 職）

- 第9条
- ① 職員の業務によらない傷病による欠勤が1ヶ月を超えたときは、休職とする。
  - ② 休職の期間は6ヶ月とし、その間無給とする。なお、この期間に休職事由が消滅したときは復職できるものとする。
  - ③ 前項の休職期間が満了し、かつ休職事由が消滅しないときは、退職とする。
  - ④ 休職期間中は、社会保険等の適用を継続できるものとする。この場合の保険料負担は、事業主負担分は法人が、個人負担分は本人が負担するものとする。



### 第3章 定年、退職等

#### (定年)

- 第10条 ① 職員は、満65才の誕生日の属する月の末日をもって定年退職する。
- ② 定年退職した者については、本人が希望し、かつ法人が同意した場合は、再雇用することができるものとする。
- ③ 再雇用は1年ごとの契約とし、その都度勤務条件について協議するものとする。
- ④ 任意に退職しようとする職員は、30日前までにその旨を申し出るものとする。

#### (解雇、懲戒)

- 第11条 ① 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、法人はその情状に応じて解雇することができる。
- (1) 勤務成績又は業務能率が著しく低下し、職員としての責務を果たすことができなくなったとき
- (2) 正当な理由なく無断欠勤を繰り返し出勤の督促に応じないとき
- (3) みだりに遅刻、早退、私用外出を繰り返し、注意を受けても改めないとき
- (4) セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等、法人内部の秩序、または風紀を乱したとき
- (5) 著しく法人の名誉、または信用を傷つけたとき
- ② 前項の解雇に当たっては、労働基準法及び労働契約法の定めるところを尊重するものとする。
- ③ 第1項各号の規定に抵触する場合であって、その事案の内容を比較的軽微と認めるときは、訓戒、減給、出勤停止、昇給停止、降格等の懲戒処分を行う。
- ④ 第1項各号によらない法人の都合による解雇の場合は、30日前に本人に予告するか、または平均賃金の30日分に相当する解雇予告手当を支給して行う。

## 第4章 給 与

### (給 与)

- 第12条 ① 給与は、基本給手当とし、基本給は、本人の経歴、年齢、経験、面接の結果等を総合的に勘案して、個別に定める。なお、昇給は勤務成績その他人事考課等により、毎年4月1日をもって基本給について行う。但し、法人の財務状況によっては昇給を行わないことがある。
- ② 給与の計算は、毎月1日から月末までとし、翌月20日に全額を本人に支払う。
- ③ 前項の規定にかかわらず、職員本人の同意がある場合は、その指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むことができる。
- ④ 諸手当としては、次のとおりとする。
- (1) 役付手当
  - (2) 通勤手当
- ⑤ 次の各号に掲げるものを給与から控除することができる。
- (1) 源泉所得税
  - (2) 住民税
  - (3) 健康保険（介護保険を含む）及び厚生年金保険の保険料の本人負担分
  - (4) 雇用保険の保険料の本人負担分
- ⑥ 業務にかかる残業、出張について、職員は、あらかじめ別に定める「稟議書式」をもって事務局長の許可を得るものとする。
- ⑦ 割増賃金は、次のとおり計算して支給する。
- (1) 時間外労働割増賃金  
基本給+役付手当/1ヶ月平均所定労働時間×1.25×時間外労働時間数
  - (2) 休日労働割増賃金  
基本給+役付手当/1ヶ月平均所定労働時間×1.35× 休日労働時間数
- ⑧ 法人は、法人の業績、財務状況等を勘案して、原則として年2回賞与を支給する。
- ⑨ やむを得ない遅刻、早退について、事前または事後に速やかに届け出し、法人の了承を得た場合は、給与の減額は行わない。

## 第5章 健康管理

(健康診断)

第13条 法人は、職員に対して、毎年健康診断を受診させることとする。

## 第6章 表彰

(表彰)

第14条 法人は、職員が次の各号のいずれかに該当するときは表彰する。

- (1) 業務上有益と認められる創意工夫等を行い、業務の発展に貢献したとき
- (2) 永年にわたり誠実に勤務し、他の模範となるとき
- (3) 前2号に準ずる善行、功労のあったとき

## 第7章 規則の改定

(規則の改定)

- 第15条 ① 法人は、この規則の条文変更、追加、削除等の改定を行う場合は、職員の意見を聴取し、職員の過半数を代表する者の意見書を添付して、監督署に届け出るものとする。
- ② 職員は、この規則の条文変更、追加、削除等の改定の必要ありと希望する場合は、機構に申し出ることができる。

付 則

この規則は、平成30年11月21日より施行する。

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	認定NPO法人 Try Field	事業年度	令和2年4月1日～令和3年3月31日
-----	-------------------	------	--------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の詳細その他の資金に関する事項]

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	42,000 円
受取寄付金	131,000 円
受取助成金	0 円
子ども体験活動(どろんこ農業体験 2020)事業収益 中止	0 円
子ども体験活動(わくわくドットキョウタムキャンプ 2020)事業収益 中止	0 円
子ども体験活動(ミニ四駆対運動会 2020)事業収益 中止	0 円
高校生体験活動(フューチャー・ハイク・アドベンチャー@zoom)事業収益	0 円
子ども体験活動(スプリング・アドベンチャー in 大島 2021)事業収益 中止	0 円
受取利息	11 円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	173,011 円

## (2) 借入金の明細

借入先	金額
(短期借入金)	6,000 円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

## (3) その他

該当ありません

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。







**4 寄附者に関する事項** [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
該当ありません	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

**5 給与の総額等に関する事項** [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
0人	0円

**6 支出した寄附金に関する事項** [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
. .	該当ありません			円
. .				円
. .				円
. .				円
	合計			円

**7 海外への送金等に関する事項** [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使途	金額
. .	該当ありません	円
. .		円
. .		円
. .		円



認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	認定NPO法人 Try Field	チェック欄
<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>		✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日	4人	0人	0%	0人	0%
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑥	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑦	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

  

ニ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	NPO法人Try Field	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		4人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員の内訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
橋本 珠樹		理事		○							平成26年 11月21日 就任
飯島 久美子		理事		○							平成31年 04月1日 就任
竹谷 京子		理事		○							平成31年 04月1日 就任
板垣 洋		監事		○							平成26年 11月21日 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	認定NPO法人 Try Field		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(弥生会計)使用 ルーズリーフ	月1回	7年
手元現金出納帳	エクセル利用 ルーズリーフ	都度	7年
収支簿 (小口現金出納帳)	ゆめ基金クラウド使用 ルーズリーフ	都度	7年
仕訳日記帳	会計ソフト(弥生会計)使用 ルーズリーフ	月1回	7年

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	認定NPO法人 Try Field	チェック欄
-----	-------------------	-------

4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

✓

イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	認定NPO法人 Try Field	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意
		<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	認定NPO法人 Try Field
-----	-------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
✓						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・ <b>無</b>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">事業年度</td> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 25%;">設立年月日</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>		事業年度		設立年月日	
事業年度		設立年月日			

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	認定NPO法人 Try Field	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup> 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ